

2024年7月31日

お客さま各位

インボイス制度に対する当金庫における取扱変更について

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

インボイス制度について国税庁から新たな見解が示されたため、当金庫における取扱いについて下記のとおり変更させていただきますので、お知らせいたします。

記

1. 金融機関の入出金手数料や振込手数料に係る適格請求書の保存方法について（国税庁見解）

入出金や振込の手数料支払が多頻度にわたる場合は、金融機関の「各種手数料に係るお知らせ」を保存することで、適格簡易請求書の保存に代えることができるようになりました。

これにより、通帳や入出金明細等と、その金融機関における任意の一取引に係る適格請求書（振込手数料受取書、手数料の領収証、インボイス管理票等）または「各種手数料に係るお知らせ」を併せて保存することで、仕入税額控除が行えます。

2. 当金庫における取扱変更について

営業店窓口以外（インターネットバンキング取引や自動振替等）でお支払いいただく手数料について、お客さまからのご依頼により適格請求書に該当する「インボイス管理票」をお渡ししております。今回、上記の内容を踏まえ、新たに「各種手数料に係るお知らせ」に相当する各種手数料の「商品概要説明書」を当金庫Webサイトに掲載しましたので、お客さまの用途に合わせてご利用ください。

[当金庫Webサイト「商品概要説明書一覧」](#)

3. ご留意事項


- 今回の措置は、金融機関における全ての手数料に適用されるものではありません。また、その手数料の取引が多頻度にわたる場合に限りまので、具体的な取扱いについてのご相談は各税務署または税理士等の専門家にお問い合わせください。
- 国税庁「インボイス制度特設サイト」の「令和5年10月～令和6年3月版 お問合せの多いご質問（問23）」に本件に関する記載がありますので、ご参照ください。



以上

<本件についてのお問い合わせ>

ビジネスパートナー部

 0120-18-3868（平日9時～17時）

巣鴨信用金庫

Copyright©2021The Sugamo Shinkin Bank